

学校教育の基本判例

12

教育法令理論研究会

共済組合への給与等の代行払込措置の性質

——破産法上の否認権行使の認否をめぐって——

最高裁判平成二年七月一九日判決・最高裁判所民事判例集四四卷五号八三七頁

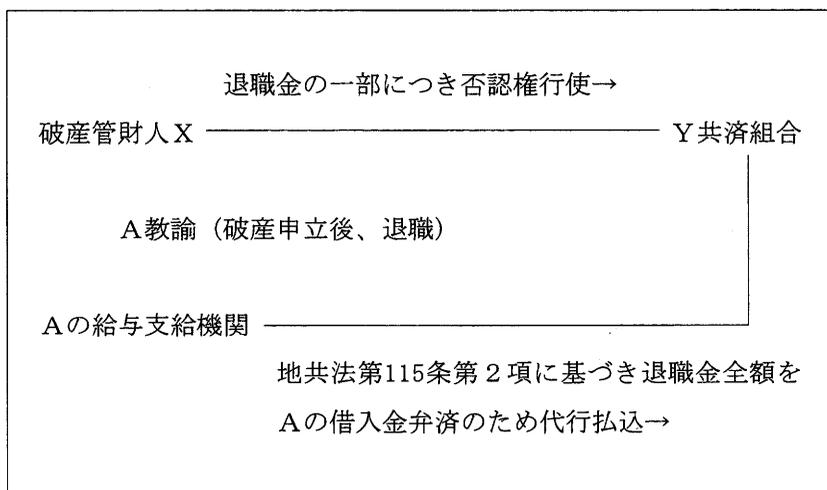
問題の所在

教員が共済組合から借入をしている場合、地方公務員等共済組合法（以下、「地共法」という）第二一五条第二項及び国家公務員等共済組合法（以下、「国共法」という）第一〇一条第二項は、給与の支給機関が給

与や退職金を教員に支払う際に、共済組合からの貸付金を控除して、組合員に代わって共済組合に払い込まなければならない、と規定している。このような措置は、共済組合からの貸付が他からの貸付よりも有利な条件で行われることの実質的な代償となつていのであるが、教員が破産した場合には、破産法との関係で、かかる措置が債権者の平等に反するのではないかが問題となる。本稿では、公立高校教員が破産し退職した場合における公立学校共済からの貸付金の控除措置に関する最高裁判例を中心に、前記各規定の解釈や教員と共済組合との関係について検討を加える。

事件の概要

(事実関係図)



県立高等学校の教諭であったAは、昭和六〇年六月三日に自己破産の申立をし、翌四日に退職したが、退職当時、Y共済組合から約六八〇万円の借入をしていた。Yの

給与支給機関Zは、同月一日、Aの退職手当約四二〇万円の支給に当たり、地共法第一一五条第二項に基づき、退職手当全額をAに代わってY共済に払い込んだ（以下「本件払込」という）。なお、本件払込時において、Y共済はAが破産申立をした事実を知っていた。

本件は、Aの破産管財人であるXが、破産法第七二条第二号に基づき、退職手当の四分の一に相当する約一〇五万円の限度で本件払込による弁済行為を否認し、Y共済に同金員の支払を求めたものである。

第一審（金沢地方裁判所昭和六一年一月二四日判決）は、地共法第一一五条第二項は給与支給機関、共済組合、及び組合員間の簡易な決済方法を定めたものであり、この方法によることはYとAとの合意によるものであるから、Zによる本件払込はAの意思に基づくものとしてA自身による弁済行為と同視すべきであると判示して、Xの請求を認容した。

これに対して原審（名古屋高等裁判所金

判決要旨

原判決破棄・控訴棄却（Xの請求認容）。

「地方公務員共済組合（以下「組合」という）の組合員（組合員であった者を含む。以下同じ）の給与支給機関が、給与（退職手当を含む）を支給する際、地共法一一五条第二項に基づき、その組合員の給与から貸付金の金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代わって組合に払い込んだ行為は、組合員が破産宣告を受けた場合において、破産法七二条二号の否認の対象となる」。

「地共法一一五条二項の規定は、組合員から貸付金等を確実に回収し、もって組合の財源を確保する目的で設けられたものであり、給与の直接払の原則及び全額払の原則（地方公務員法二五条二項参照）との関係を考慮して、右の払込方法を法定したものと解される。そして、右払込が他の債権に対して優先する旨の規定を欠くことと、「組合員に代わって」組合に払い込まなけ

沢支部昭和六二年六月二四日判決）は、次のような理由により、第一審判決を取り消してXの請求を棄却すべきものとした。①破産者の加功のない純然たる第三者の行為は、それが破産者の財産関係に変動を与えらるるものであっても、破産法第七二条第二号によつては否認できない。②地共法第一一五条第二項は、組合員の個別的承諾の有無に関係なく適用されるから、同項による給与支給機関の共済組合に対する払込は、当該組合員の意思に基づくものというよりは、むしろ右規定の効力によるものというのが適切である。③Aが右債務決済方法を承諾していたとしても、それは本件貸付金の借受時点においてされたものであるから、右承諾は破産法第七二条第二号による否認の対象とはなり得ない。④ほかに、Aが破産申立後にZと通謀し又はこれに加功した事実は認められない。

この原審に対してXが、第一審と同旨の主張をして上告したのが本件である。

ればならないとしている地共法一一五條二項の文言に照らしてみれば、この払込は、組合に対する組合員の債務の弁済を代行するものにほかならず、組合において、破産手続上、他の一般破産債権に優先して組合員に対する貸付金債権の弁済を受け得ることを同項が規定したものと解することはでき「ず、右払込が地共法一一五條二項の規定の効力によってされるものであることも、右解釈を妨げるものではない」。

争点の検討

冒頭に述べたとおり、地共法第一一五條第二項及び国共法第一〇二條第二項（以下、両者を併せて「本件各規定」という）は、組合員が共済組合から借入をしている場合に、給与支給機関が給与や退職金を組合員に支給する際、借入額を控除したうえで、組合員に代わって共済組合に払い込まなければならぬ、と規定している。本件は、このうち地共法の解釈に関する判決である

が、本件と同日に国共法の解釈に関する同旨の最高裁判例が出されており（最高裁判成二年七月一九日判決・最高裁判所民事判例集四四卷五号八五三頁）、最高裁判所の考え方は本件各規定について一貫したものであるということが出来る。従って、以下では特に区別の必要のない限り、本件各規定をまとめて検討の対象として取りあげる。

他方、破産法第七二條の規定する破産管財人の否認権とは、破産者が破産宣告の前後に特定の債権者に対して偏頗な弁済行為等をしたたり、財産を散逸させたりすることによって債権者に損害を被らせたり債権者間の平等を害することを防止するために、かかる行為を破産財団との関係で効力を失わせることを目的とした、破産管財人の権限である。具体的には、破産者が債権者を害することを知つてなした行為（破産法第七二條第一号、故意否認）、破産申立等、債務者の経済状態が明らかに悪化した後に行われた行為（同法第七二條第二号、危機否認）、破産者による無償行為及び実質的

に無償と評価される有償行為（同法第七二條第五号、無償否認）等が、否認権行使の対象となる。

以上の知識を前提として検討すると、本件に関する法律上の問題点は二つある。第一に、破産法第七二條第二号の解釈として、Zの行った本件払込が破産法上Aの行為と同旨され、否認の対象となるか否か、第二に、本件各規定の解釈として、本件各規定が単に給与支給機関に共済組合に対する代払込を指示したに留まらず共済組合に実質的な優先権を与える趣旨のものか否か、である。

本件各規定についての一般的な解釈は、共済組合の行う貸付等の福祉事業を増進するため、共済組合からの貸付金の確実な回収を図るべく、組合員が共済組合に対して支払わなければならない金員の控除徴収方法を規定した、と考えるものである。すなわち、公務員を含む広義の被用者の給与については、直接かつ全額を被用者に対して支払うべきであるとの原則（直接払の原

則及び全額払の原則」という)があるため、給与等の一部を控除して第三者に対して直接金員を払い込むためには、明確な法律の規定が必要となる。そして、この観点からすると、本件各規定に基づき給与支給機関が組合員に支払われるべき給与等の一部を控除して共済組合に払込む行為は、組合員から給与支給機関が共済組合への弁済行為の委託を受けたか、あるいは、給与支給機関から組合員への給与等の支給と組合員から共済組合への弁済行為が同時になされたもの、と考えることになる。そうすると、いずれの場合にも、給与支給機関からの共済組合に対する払込は、組合員の意思に基づくものであると言えるから、給与支給機関による払込は組合員自身の行為と同視しうるものと解釈されるわけである。第一審の判示は、明らかにこの考え方に従ってなされたものといえることができるし、最高裁も明言はしていないが、実質的にこれを支持する判示をしたものと考えることができる。

他方、これと異なる考え方として、本件

各規定に基づく給与支給機関による給与等の控除及び共済組合に対する払込は、組合員の意思と無関係に行われるものであるから、組合員の行為と同視することはできない、との見解もあり、原審が採用したのがこの考え方である。この考え方に立つと、給与支給機関による共済組合への払込を組合員の行為と同視することはできないから、本件払込を否認できるか否かがかなり微妙となってくる。しかしながら、組合員が共済組合から貸付を受けるか否かそれ自体が、組合員の任意の意思に基づくものである以上、共済組合に対する弁済についてのみ法律が組合員の意思と無関係に給与支給機関に独自の払込義務を課したと考えることはかえって不自然であるから、第一審及び最高裁の判示の方が、理論的な一貫性としても望ましいように思われる。

このように、Zによる本件払込をAの行為と同視することができる」と、次に問題となるのは、Y共済が本件払込による

金員をXの管理する破産財団に対して返還しなければならぬか否かである。本件各規定が共済組合からの貸付金について前記の趣旨に基づく簡易な決済方法を規定している趣旨については、次のように解釈が分かれうる。

まず、本件各規定は共済組合の組合員に対する貸付金の回収について他の債権者との関係で実質的な優先権を与えたものである、との解釈の下では、本件各規定により組合員に支払われるべき給与が共済組合に払い込まれると、形式的には共済組合が他の債権者との平等を破産法上要求される関係で、これを破産財団に返還すべき義務を負うことになるが、同時に共済組合は破産財団に対して組合員に対する貸付金の返還請求権を有しているから、これらの権利と義務とを相殺して、実質的に貸付金の完全な回収を図ることができる、と考えることになる。要するに、この考え方の下では、本件各規定は、共済組合に実質的な優先権を与えた規定と解釈されるわけである。

これに対して、共済組合からの貸付が他の債権者からの貸付との関係で優先されるべき合理的理由がない以上、債権者は全て債権額に応じた平等の弁済を受けるとの一般原則（「債権者平等の原則」という）がこの局面でも妥当するから、本件各規定に基づく払込によって共済組合に優先権が与えられることはなく、共済組合は払い込まれた金員を破産財団に返還しなければならぬ、との考え方も成り立ちうる。これは、本件各規定があくまで組合員の共済組合からの借入について簡易な決済方法を定めた手続的な規定にすぎないと解釈し、組合員が破産したような場合にはこれに基づく払込は偏頗弁済の一種となつて、否認権行使の対象となる、と考えるものである。

本件各規定の解釈に関する前記のような解釈の差は、結局のところ、本件各規定に基づくZによるY共済に対する払込が、Aの弁済行為と同視されるべきものか、それとも本件各規定に基づく法律上の特別措置の一種かの解釈と連動する。すなわち、本

件各規定に基づく払込が組合員の意思と無関係に給与支給機関に法律上の義務として課されていると考えるなら、本件各規定は共済組合に法律上の優先権を与えたものと解釈しうる。他方、本件各規定に基づく払込が組合員による弁済行為と同視しうると考えるなら、本件各規定によって共済組合に優先権が与えられるという解釈は成り立たなくなる。従つて、第一審及び最高裁がXによる否認権行使を認め、原審が否認権行使を認めなかったことは、いずれも前述の解釈の差異と整合しているということができる。そして、これも前述のとおり、組合員と共済組合とが事実上密接な関係があり、共済組合の行う福祉事業を政策的に増進する必要があつたとしても、共済組合からの貸付を他の債権者との貸付と対比して優先させるべき理由はないから、第一審及び最高裁の判断の方が、事案の解決としては望ましいように思われる。

本件に関する問題は、組合員に対する共済組合からの貸付一般について生ずる問題

であり、必ずしも教員についての特有の問題ではないが、学校関係者の経済状態が最終的に退職するか否かの選択に事実上直結する場合も、少なからずありうるものと思われる（教職を辞することによって得られる退職金は、債権者に対する有力な弁済資源となるためである）。学校教育の具体的内容に対して、個々の教員の個性をどの程度反映させることが望ましいかについては、さまざまな考え方がありうるが、仮に現職の教員の個性を重視し、経済的事情等に基づく退職を減少させるべきだとの見地に立つのであれば、教員に対する共済からの融資制度について何らかの特別措置を検討することも、将来は必要となるかもしれない。

参考文献

塩月秀平『最高裁判所判例解説民事篇・平成二年度一六事件』法曹会 一九九二年
伊藤眞『破産法』有斐閣 第三版補正版

二〇〇一年

（筑波大学助教授・星野 豊）